

「第2緑ヶ丘児童保育センター」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

| 名称 | 位置 |
|---------------|-----------------|
| 第2緑ヶ丘児童保育センター | 帯広市西14条南16丁目2番地 |

2 指定管理者

帯広市東3条南5丁目5番地
社会福祉法人 竜谷保育会
理事長 陰山 正憲

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで